

大阪市旭区役所呼出番号等表示機器・広告入りディスプレイ機器等設置及び
広告掲載業務仕様書

1 業務名称

大阪市旭区役所呼出番号等表示機器・広告入りディスプレイ機器等設置及び広告掲載業務

2 業務の目的

広告機能付き呼出番号等表示機器（以下、呼出番号等表示機器という）及び広告入りディスプレイ機器ほかを事業者より提供を受けるとともに、広告・行政情報を放映することにより、「市民サービスの向上」「地域経済活性化の促進」「機器設置・保守費用等の削減」を実現することを目的とする。

3 定義

呼出番号等表示機器とは、市民が窓口で各種証明書等を受け取る際の整理番号を表示等することにより、その作成が完了した旨をお知らせする機能を有するものをいう。

広告入りディスプレイとは、様々な区政・行政情報及び民間企業等の広告を表示する機能を有するものをいう。

4 呼出番号等表示機器・広告入りディスプレイ機器の提供

呼出番号等表示機器・広告入りディスプレイ機器は、設置事業者から本市が提供を受け、設置、保守、維持管理、撤去等にかかる費用は全て設置事業者が負担するものとする。

5 呼出番号等表示機器の基本構成

(1) 機器の構成

呼出番号等表示機器の基本構成は、次のとおりとする。

ア 交付用番号呼出機器（1台）

1階 窓口サービス課（住民登録・戸籍）待合スペース

イ 番号表示用ディスプレイ（1台）

1階 窓口サービス課（住民登録・戸籍）待合スペース

※ 本番号表示用ディスプレイは6(1)ア(イ)の広告入りディスプレイとの併設とする。

ウ 上記ア及びイを円滑に使用する為に必要な装置一式

(2) 各機器の機能・装備等

ア 交付用番号呼出機器

(イ) 窓口カウンター内に設置すること。

【別紙1】

- (イ) バーコード入力に対応が可能で、バーコードリーダーを付属させること。
- (ウ) クリアファイルに貼付したバーコードを付属のバーコードリーダーで読み込むことにより指定番号の表示が開始されること。
- (エ) 同一のバーコードを再度読み込むことで表示中の番号が消去されるなど、職員等がスムーズに操作できる仕様とすること。

イ 番号表示用ディスプレイ

- (ア) 交付用番号、テロップが表示でき、市民にとって見やすい仕様であること。
- (イ) テロップは文字の大きさ、流れる速度の変更が可能な仕様であること。また、日本語以外の言語（英語、中国語、韓国語）の表示が可能なものであること。
- (ウ) 薄型で場所をとらないもの、画面は40インチ～50インチ程度のスタンド式又は天井吊り式とする。
- (エ) 交付番号を表示するとともに、聞き取りやすい音声案内を同時に行うことができること。
- (オ) 表示画面は、鮮明でわかりやすいものであること。また、新しく番号が追加された際に、その番号が点滅するなどわかりやすい配慮がされていること。
- (カ) 窓口サービス課業務用以外の音声を出すことは不可とする。
- (キ) 旭区役所ホームページ等により、待合ロビー以外の場所からでもディスプレイの番号表示画面の確認ができる仕様を有すること。

ウ 上記ア及びイを円滑に使用する為に必要な装置一式

- (ア) バーコードを貼付したクリアファイル等の消耗品は一定の期限で取り替えや補充をすること。
- (イ) その他設備機器が故障等で使用できない場合は、窓口業務が停滞する等の支障が生じることがないように設置事業者が責任をもって対応すること。

6 広告入りディスプレイ機器の基本構成

(1) 機器の構成

広告入りディスプレイ機器の基本構成は、次のとおりとする。

ア 広告入りディスプレイ（計4台）

- (ア) 1階 窓口サービス課（住民登録・戸籍）待合スペース（1台）

※ 本広告入りディスプレイは5(1)イの番号表示用ディスプレイとの併設とする。

- (イ) 1階 窓口サービス課（保険年金）待合スペース（1台）
- (ウ) 2階 福祉課待合スペース（1台）

(エ) 2階 保健子育て課待合スペース (1台)

イ その他広告入りディスプレイを円滑に使用する為に必要な装置一式

(2) 機能・装備等

ア 広告入りディスプレイ

- (ア) 行政情報提供画面、広告掲載画面が表示できること。
- (イ) 市民にとって便利でわかりやすく、かつ広告価値及び広告効果を高められる仕様とすること。
- (ウ) 薄型で場所をとらないもの、画面は 40 インチ～50 インチ程度のスタンド式又は天井吊り式とする。
- (エ) カラー放映とすること。表示画面は鮮明でわかりやすいものであること。
- (オ) 広告及び行政情報については音声なしとする（ただし、行政情報に関しては一部音声ありとする場合があるため、それが可能な仕様であること）。
- (カ) 放映時間については開庁時間内を基本とするが、別途協議のうえ決定する。なお、放映時間外は、タイマー等により自動的に ON/OFF できるように設定すること。
- (キ) 行政情報は、放映時間全体の 4 分の 1 以上の放映となるようにすること。
- (ク) 機器が故障等で使用できない場合は、設置事業者が責任をもって対応すること。

イ その他広告入りディスプレイを円滑に使用する為に必要な装置一式

- (ア) 機器使用のため必要となる付属品や配線等その他一式は適宜導入すること。

7 パンフレットラックの併設

- (1) ディスプレイで放映する広告の詳細情報を掲載したパンフレットやチラシ等を掲出するためのパンフレットラックの併設も可とする。
- (2) パンフレットラックの設置場所については、協議のうえ決定することとする。
- (3) 掲出するパンフレットは、別途本市の承諾を得たものに限る。
- (4) パンフレットラックについても、「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。
- (5) 設置期間中にレイアウト変更などにより設置場所の変更が必要となる場合は、本市及び設置事業者双方協議のうえ設置場所を決定する。

8 機器の設置について

(1) 設置場所

ア 呼出番号等表示機器

1階 窓口サービス課 (住民登録・戸籍) 待合スペース

※ 本番号表示用ディスプレイは 6 (1) ア (ア) の広告入りディスプレイとの

併設とする。

イ 広告入りディスプレイ

(ア) 1階 窓口サービス課（住民登録・戸籍）待合スペース（1台）

※ 本広告入りディスプレイは5(1)イの番号表示用ディスプレイとの併設とする。

(イ) 1階 窓口サービス課（保険年金）待合スペース（1台）

(ウ) 2階 福祉課待合スペース（1台）

(エ) 2階 保健子育て課待合スペース（1台）

※ ア、イともに待合スペースの美観を損なわないよう配慮すること。

(2) 設置方法

ディスプレイはスタンド式又は天井吊り式とする。ただし、天井への加工が必要なものについては、事前に現地の状況を確認のうえ本市と協議すること。

(3) 安全面への配慮

設置に当たっては、転倒・落下等がないよう安全面には万全を期すこと。また、来庁者が電源スイッチや配線に容易に触れることができないよう、十分に配慮すること。

(4) 設置時期

設置時期については、本市と協議のうえ決定すること。ただし、設置期間中も本市の業務実施に支障のないようにすること。

(5) 原状回復義務

契約期間終了後に電子番号表示機を撤去した際は、速やかに原状回復すること。

9 設置事業者の業務の内容

(1) 設置する機器一式（ソフトウェアを含む）を設置、保守管理及び撤去し、原状回復を行うこと。

(2) 広告掲載希望者募集、広告作成、調整及び広告主の決定を行うこと。

(3) 設置事業者は、広告掲載予定日のおよそ2週間前までに広告原稿を本市（旭区役所総務課）に提出し、承認を受けたうえで広告を掲載すること（放映する広告内容の入替えについても事業者が行う）。

(4) 行政情報は、本市から原稿等を情報提供し、設置事業者が作成・放映すること。原稿等の提出方法については、別途協議のうえ決定する。

10 設置（使用許可）期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

※ 当初使用許可の日から5年を超えない範囲で年度ごとに更新ができることとする。

ただし、本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではないため留意すること（使用許可が更新されなかったことに起因して設置事業者が被った損失は設置事業者の負担とする）。

11 支払条件

設置事業者は、価格提案を行った価格により算出される年間使用料について、本市の発行する納入通知書により、指定期限までに本市の指定金融機関に支払うものとする。支払われた使用料は返還しない。ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。

なお、呼出番号等表示機器・広告入りディスプレイ機器の運用にかかる電気使用料については、本市の負担とする。

12 その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は条例等、大阪市行政財産広告取扱規則及び大阪市旭区長が所管する広告媒体に係る広告掲載要領に定めるところによるものとする。
- (2) 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。
- (3) 設置機器のトラブルや広告内容についての対応は、設置事業者において迅速に対応すること。
- (4) 設置事業者は、本市の信頼及び品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (5) この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うこと。
- (6) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、両者が協議してこれを解決するものとする。

13 担当

大阪市旭区役所総務課（担当：橋本、吉田）

大阪市旭区大宮 1 丁目 1 番 17 号（旭区役所 3 階 32 番窓口）

電話：06-6957-9625

FAX：06-6952-3247